

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令 (高周波領域における電波防護指針の改定等に伴う制度整備)

1 諮問の概要

携帯電話端末等の無線設備に関する技術の進展に伴い、本年9月からプレサービス開始が予定されている第5世代移動通信システム(以下「5G」という。)をはじめ、6 GHzを超える周波数帯の電波を利用する無線設備が人体の近くで使用されることが想定されている。

また、5Gの携帯電話端末等では、6 GHz 超及び6 GHz 以下の周波数帯の電波を同時に発射する機能や、アクティブフェーズドアレイアンテナによりビーム状の電波を発射する機能等、これまでにない新たな人体ばく露条件が考えられる。

このような状況を踏まえ、情報通信審議会において審議の上、「高周波領域における電波防護指針の在り方」(平成30年9月)及び「携帯電話端末等の電力密度の測定方法等」(平成30年12月)について一部答申を受けたところである。

今般、これらの答申を踏まえ、制度整備を行うもの。

2 改正の概要

(1) 無線局から人体にばく露される電波の周波数が6 GHzを超える場合の測定項目(入射電力密度^{*})、許容値及び対象無線局を規定

- ・無線設備規則 第14条の2第1項第1号、第2項第1号
- ・特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 別表第1号(技術基準適合証明のための審査(第6条及び第25条関係))

※入射電力密度…電磁波伝搬の方向に垂直な単位面積当たりの通過電力。

(2) 同一筐体の無線設備から複数の電波が同時に発射される場合は、「総合照射比」により評価する旨を規定

- ・無線設備規則 第14条の2第1項第2号、第2項第2号

(3) 適用除外の条件、入射電力密度の測定方法及び総合照射比の算出方法を告示で規定

- ・無線設備規則 第14条の2第1項第2号及び第3号、第2項第2号及び第3号並びに第4項

(4) 対象部位を明確化(「頭部」を「側頭部」に変更)

(5) 特定無線局の無線設備の対象に28GHz帯を使用する5G陸上移動局を追加

- ・特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 第2条第1項第11号の32、第2項第1号

3 施行期日

令和元年5月20日公布・施行